音更町附属機関設置条例の一部を改正する条例

音更町附属機関設置条例（平成２２年音更町条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部音更町子ども・子育て会議の項第３項第４号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第９条第２項」を「第１０条第２項」に、「音更町子どもの貧困対策計画」を「音更町こどもの貧困の解消に向けた対策計画」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。